

介護予防通所リハビリテーション みがわ 【通常規模】 利用料金表

令和6年6月1日 (単位:円)

	要支援1	要支援2			
サービス費 (月額)	2,393	4,461			
①サービス費(月額)			月	円	
②介護保険各種加算等					
NO	加算項目	金額	算定単位	回数	計
1	生活行為向上リハビリテーション実施加算(利用開始日の属する月から6月以内)	593	1月につき	×1=	
2	若年性認知症利用者受入加算	254	1月につき	×1=	
3	予防通所リハ12月超減算 要支援1	-127	1月につき	×1=	
4	予防通所リハ12月超減算 要支援2	-254	1月につき	×1=	
5	退院時共同指導加算	633	1回につき	×1=	
6	栄養アセスメント加算	53	1月につき	×1=	
7	栄養改善加算	211	1月につき	×1=	
8	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回限度)	22	1回につき	×1=	
9	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回限度)	6	1回につき	×1=	
10	口腔機能向上加算(Ⅰ)	159	1月につき	×1=	
11	口腔機能向上加算(Ⅱ)	169	1月につき	×1=	
12	一体的サービス提供加算	507	1月につき	×1=	
13	科学的介護推進体制加算	43	1月につき	×1=	
14	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	93	1月につき	×1=	
15	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援2	186	1月につき	×1=	
②各種加算計			月	円	
①サービス費+②各種加算			月	円	
16	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 【1月の(①サービス費 + ②各種加算)×8.6%】				円
③介護サービス費 (①サービス費+②各種加算+16)				円	

※上記の金額は、法定単位数に地域加算率を乗じて端数処理を行った1割負担の金額を表示しています。

(水戸市内の老健の地域加算率は、5級地のため1単位=10.55円です)

厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

④食費(昼食)		720	食	円	
⑤介護保険以外の費用					
項目	金額	算定単位	回数	計	
※ 日用品費(ティッシュ、石鹸、シャンプー、リンス、皮膚保湿剤、清拭剤等) 入浴あり	130	1日につき			
※ 日用品費(ティッシュ、石鹸等) 入浴なし	80	1日につき			
※ 教養娯楽費(クラブ活動やアクティビティー等に係る材料費等)	280	1日につき			
⑤介護保険外費				円	

利用者の介護度
要支援

利用者の負担割合
割負担

③介護サービス費	④食費	⑤介護保険外費	一日の費用概算	一月の費用概算
1割負担(③×1=) 円				
2割負担(③×2=) 円				
3割負担(③×3=) 円				